

平成 3 0 年 第 3 回

各務原市議会定例会議案

平成 3 0 年 8 月 3 0 日

目 次

認第 1号	平成29年度各務原市一般会計決算の認定について	1頁
認第 2号	平成29年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	2頁
認第 3号	平成29年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	3頁
認第 4号	平成29年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	4頁
認第 5号	平成29年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について	5頁
認第 6号	平成29年度各務原市水道事業会計決算の認定について	6頁
議第62号	平成30年度各務原市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議第63号	平成30年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第64号	平成30年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第65号	平成30年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第66号	各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	7頁
議第67号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	9頁
議第68号	各務原市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	11頁
議第69号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	13頁
議第70号	各務原市下水道条例の一部を改正する条例について	15頁
議第71号	工事請負契約の締結について（各務原市クリーンセンター基幹的設備改良工事）	19頁
議第72号	工事請負契約の締結について（雄飛ヶ丘第2住宅C棟耐震補強等工事（建築））	21頁
議第73号	調停の成立について	23頁
議第74号	平成29年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	38頁
議第75号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	39頁

議第 76 号	人権擁護委員候補者の推薦について	41 頁
議第 77 号	人権擁護委員候補者の推薦について	43 頁
議第 78 号	人権擁護委員候補者の推薦について	45 頁

認第1号

平成29年度各務原市一般会計決算の認定について

平成29年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第2号

平成29年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

平成29年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

認第3号

平成29年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

平成29年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第4号

平成29年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

平成29年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

平成29年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について

平成29年度各務原市下水道事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第6号

平成29年度各務原市水道事業会計決算の認定について

平成29年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第66号

各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第20条第1項」を「第20条」に改める。

第19条中「第20条」を「次条」に改める。

第20条中「乗じたもの」を「乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第11条に規定する初任給調整手当及び第15条に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの（以下この項において「手当」という。）の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる額を加えた額とする。

(1) 月額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で定められている手当の支給を受けているときは、その手当の日額を1週間における1日の平均勤務時間数で除して得た額

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議第67号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

個人番号の利用の範囲を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項並びに別表第2の1の項及び2の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第68号

各務原市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

各務ヶ原駅南自転車等駐車場を新設する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
各務原市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第3条の表那加駅南自転車等駐車場の項中

「

各務原市那加本町46番地

を

」

「

各務原市那加本町46番地1

に改め、同表三柿野高架下自転

」

車等駐車場の項の次に次のように加える。

各務ヶ原駅南自転車等駐車場

各務原市鵜沼各務原町1丁目244番地1

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第3条の表那加駅南自転車等駐車場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第69号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築物敷地制限特例認定申請手数料等を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表16の項第1号から第3号までの規定中「第18条第2項」を「第18条第2項本文」に改め、同項中第53号を第55号とし、第42号から第52号までを2号ずつ繰り下げ、同項第41号中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、

「

仮設建築物建築許可申請手数料

」を「

仮設興行場等建築許可申請手数料

」に改め、同号を同項第42号とし、同号の

次に次の1号を加える。

43	法第85条第6項に規定する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき	16万円	
----	--	-------------------	-------	------	--

別表16の項中第40号を第41号とし、第13号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号中「特定高架道路等」を「法第43条第1項第2号の道路」に、

「

道路上空建築物等道路内建築認定申請手数料

」を「

道路上空建築物等道路内建築制限特例認定申請手数料

」に改め、同号を同項第13号とし、同項第

11号を同項第12号とし、同項第10号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築の」を「制限の特例の」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

10	法第43条第2項第1号に規定する建築物の敷地と道路の關係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	建築物敷地制限特例認定申請手数料	1件につき	2万7,000円	
----	--	------------------	-------	----------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第70号

各務原市下水道条例の一部を改正する条例について

各務原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

公共下水道の使用料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市下水道条例(平成2年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項を次のように改める。

使用料の算定の基準となる期間の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合においては、当該使用の期間の基本使用料については次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める使用月分として算定し、従量使用料については排除量を使用日数が30日以下の場合にあっては1使用月分として、31日以上の場合にあっては2使用月分として算定する。この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 使用日数が15日以下の場合 0.5使用月分
- (2) 使用日数が16日以上30日以下の場合 1使用月分
- (3) 使用日数が31日以上45日以下の場合 1.5使用月分
- (4) 使用日数が46日以上の場合 2使用月分

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第18条関係)

区分	基本使用料(1使用月につき)	従量使用料(1使用月につき)	
		排除量	金額(1立方メートルにつき)
一般用	275円	10立方メートルまでの分	75円
		10立方メートルを超え25立方メートルまでの分	130円
		25立方メートルを超え50立方メートルまでの分	150円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	160円
		100立方メートルを超える分	175円
公衆浴場用	排除量1立方メートルにつき 20円		

第2条 各務原市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表中

75円
130円
150円

を

90円
150円
170円

に改める。

160円
175円

185円
200円

附 則

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は平成31年4月1日から、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は平成34年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の各務原市下水道条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の公共下水道の使用料について適用し、同日前の公共下水道の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、公共下水道の使用料の算定の基準となる当該公共下水道の使用の期間（以下「算定期間」という。）が第1条の規定の施行の日前にまたがる場合における一般用の公共下水道の使用料の額は、同条の規定による改正前の各務原市下水道条例別表の規定を適用して算定した使用料の額に当該算定期間の初日から同条の規定の施行の日の前日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額と、同条の規定による改正後の各務原市下水道条例別表の規定を適用して算定した使用料の額に同条の規定の施行の日から当該算定期間の末日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額とを合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。附則第5項において同じ。）を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 第2条の規定による改正後の各務原市下水道条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の公共下水道の使用料について適用し、同日前の公共下水道の使用料については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、算定期間が第2条の規定の施行の日前にまたがる場合における一般用の公共下水道の使用料の額は、同条の規定による改正前の各務原市下水道条例別表の規定を適用して算定した使用料の額に当該算定期間の初日から同条の規定の施行の日の前日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額と、同条の規定による改正後の各務原市下水道条例別表の規定を適用して

算定した使用料の額に同条の規定の施行の日から当該算定期間の末日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額とを合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に消費税等相当額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

議第71号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 各務原市クリーンセンター基幹的設備改良工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,512,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号
日立造船株式会社 中部支社
支社長 金谷孝之 |

議第72号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 雄飛ヶ丘第2住宅C棟耐震補強等工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 363,960,000円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍・大竹特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市蘇原興亜町1丁目2番地
天龍建設株式会社
代表取締役 八木重喜
構成員 各務原市鵜沼南町7丁目173番地
株式会社大竹建設工業所
代表取締役 大竹恭一 |



議第73号

調停の成立について

岐阜簡易裁判所平成25年(ユ)第31号建物収去土地明渡等請求調停事件について、次のとおり調停を成立させるものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野健司

○調停の申立人

各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市

各務原市長 浅野健司

各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市土地開発公社

理事長 磯谷均

○調停の相手方

東京都港区虎ノ門3丁目2番4号

有限会社巴商事

代表取締役 吉村敏雄

各務原市鵜沼南町7丁目7462番地

新阪神産業有限会社

代表取締役 吉村謙二

○調停条項

- 1 申立人各務原市土地開発公社（以下「申立人公社」という。）と相手方新阪神産業有限会社（以下「相手方新阪神産業」という。）は、相手方新阪神産業が所有する別紙物件目録1記載の1ないし10の各土地（以下「本件各土地」という。）

について、買主を申立人公社、売主を相手方新阪神産業、本件各土地の売買代金を合計1億2454万3944円とする売買契約（以下「本件売買契約」という。）をおって締結することとする。

2 相手方新阪神産業は、申立人公社に対し、本件売買契約の締結までに本件各土地に設定されている抵当権、根抵当権及び賃借権の設定登記など、そのすべてについて抹消登記手続をする。

3 相手方新阪神産業は、申立人公社に対し、本件売買契約締結後、本件各土地の引渡までに本件各土地上に存する別紙物件目録2の1から3に記載した各建物及びその敷地上に存するその他の工作物や立木を撤去する。

4 申立人各務原市（以下「申立人各務原市」という。）と相手方新阪神産業は、前項の撤去に要する移転補償として1534万7535円を支払う旨の物件移転補償契約（以下「本件物件移転補償契約1」という。）をおって締結することとする。

5 相手方有限会社巴商事（以下「相手方巴商事」という。）は、申立人公社に対し、本件売買契約締結後、本件各土地の引渡までに本件各土地上に存する別紙物件目録3の1から11に記載した各建物及びその敷地上に存するその他の工作物や立木を撤去し、撤去後はそれらの建物について滅失登記手続をする。

6 申立人各務原市と相手方巴商事は、相手方巴商事が所有する前項記載の各建物の撤去に要する移転補償として7660万5389円を支払う旨の物件移転補償契約（以下「本件物件移転補償契約2」という。）をおって締結することとする。

7 相手方新阪神産業は、申立人公社に対し、本件売買契約の締結までに、それぞれ本件物件移転補償契約1において撤去すべき建物に設定されている抵当権及び賃借権の設定などそのすべてについて抹消登記手続を完了し、撤去後はそれらの建物について滅失登記手続をする。

8 申立人らと相手方新阪神産業及び相手方巴商事は、第1項記載の本件売買契約、第4項記載の本件物件移転補償契約1及び第6項記載の本件物件移転補償契約2について、それぞれ別紙「土地売買に関する契約書（案）」及び同「物件移転補償契約書（案）1」、同「物件移転補償契約書（案）2」をその内容とする売買契約及び物件移転補償契約を締結するものとする。

9 申立人各務原市が本件各土地を含めた区域を公園・緑地として整備するための

都市計画決定を行うに際し、相手方新阪神産業及び相手方巴商事は、本調停成立後、速やかに同都市計画決定についての同意書を申立人各務原市に提出する。

10 本件売買契約及び本件物件移転補償契約1並びに同2の締結は、前項に定める都市計画決定後に行うものとする。

11 本調停成立後、本件売買契約及び本件物件移転補償契約1並びに同2が締結されるまでに1年以上の日数を要する場合は、本件売買契約における売買代金及び本件物件移転補償契約1並びに同2における物件移転補償について、双方協議の上、これを修正することとする。

12 調停費用は各自の負担とする。

物件目録1

- | | | |
|---|----|--------------|
| 1 | 所在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 |
| | 地番 | 225番 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 72.72平方メートル |
| 2 | 所在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 |
| | 地番 | 227番 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 499.17平方メートル |
| 3 | 所在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 |
| | 地番 | 228番 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 859.50平方メートル |
| 4 | 所在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 |
| | 地番 | 229番 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 548.76平方メートル |

- 5 所在 各務原市鵜沼南町七丁目
地番 238番
地目 宅地
地積 119.00平方メートル
- 6 所在 各務原市鵜沼南町七丁目
地番 239番
地目 宅地
地積 56.19平方メートル
- 7 所在 各務原市鵜沼南町七丁目
地番 242番
地目 雑種地
地積 109平方メートル
- 8 所在 各務原市鵜沼南町七丁目
地番 243番
地目 雑種地
地積 155平方メートル
- 9 所在 各務原市鵜沼南町七丁目
地番 244番
地目 宅地
地積 23.00平方メートル
- 10 所在 各務原市鵜沼南町七丁目
地番 245番
地目 宅地
地積 33.00平方メートル

物件目録 2

1 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 9 番地
家屋番号 2 2 9 番
種 類 貸座敷
構 造 木造瓦葺地下 1 階付平家建
床 面 積 9 1 . 0 4 平方メートル
地下一階 5 3 . 8 5 平方メートル

符号 1

種 類 貸座敷
構 造 木造瓦葺平家建
床面積 8 8 . 0 6 平方メートル

符号 2

種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床面積 7 9 . 3 3 平方メートル

符号 3

種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床面積 2 3 . 9 3 平方メートル

符号 4

種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床面積 9 . 3 8 平方メートル

符号 5

種 類 物置
構 造 木造瓦葺平家建
床面積 4 7 . 5 0 平方メートル

符号 7

種 類 変電室
構 造 木造スレート葺平家建
床面積 3 3 . 0 5 平方メートル

2 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 9 番地
種 類 店舗
構 造 木造
床面積 3 3 . 0 8 平方メートル (未登記)

3 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 9 番地
種 類 店舗
構 造 木造
床面積 9 4 . 4 0 平方メートル (未登記)

以上 相手方新阪神産業有限会社所有

物件目録 3

1 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 9 番地
家屋番号 2 2 9 番の 1
種 類 車庫
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 1 0 4 . 2 2 平方メートル

2 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 8 番地
家屋番号 2 2 8 番
種 類 物置
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 3 . 7 7 平方メートル

3 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 9 番地
家屋番号 2 2 9 番の 2
種 類 物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 2 2 . 0 0 平方メートル

- | | | | |
|---|-------|----------------------|-------|
| 4 | 所 在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 9 番地 | |
| | 家屋番号 | 2 2 9 番の 3 | |
| | 種 類 | 物置 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | |
| | 床 面 積 | 5 7 . 1 2 平方メートル | |
| 5 | 所 在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 2 4 3 番地 | |
| | 家屋番号 | 2 4 3 番 | |
| | 種 類 | 事務所 | |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | |
| | 床 面 積 | 6 . 6 1 平方メートル | |
| 6 | 所 在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 2 4 4 番地 | |
| | 家屋番号 | 2 4 4 番 | |
| | 種 類 | 物置 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | |
| | 床 面 積 | 4 2 . 0 9 平方メートル | |
| 7 | 所 在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 1 番地 | |
| | 種 類 | 店舗 | |
| | 構 造 | 鉄骨造 | |
| | 床 面 積 | 4 6 . 4 2 平方メートル | (未登記) |
| 8 | 所 在 | 各務原市鵜沼南町七丁目 2 2 2 番地 | |
| | 種 類 | 店舗 | |
| | 構 造 | 鉄骨造 | |
| | 床 面 積 | 1階 4 4 . 0 6 平方メートル | |
| | | 2階 4 0 . 7 4 平方メートル | (未登記) |

9 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目229番地
種 類 附属家
構 造 軽量鉄骨造
床 面 積 1階 85.12平方メートル
2階 81.09平方メートル (未登記)

10 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目
種 類 物置
構 造 鉄筋コンクリート造壁式構造平家建
床 面 積 3.42平方メートル (未登記)

11 所 在 各務原市鵜沼南町七丁目
種 類 倉庫
構 造 鉄筋コンクリート造壁式構造平家建
床 面 積 5.86平方メートル (未登記)

以上 相手方有限会社巴商事所有

土地売買に関する契約書（案）

〒124,543,944-

各務原市が施行する（仮称）城山公園外1整備事業のために必要な土地について、所有者 新阪神産業有限会社を甲とし、各務原市土地開発公社を乙として、下記条項により土地売買に関する契約を締結する。

記

（契約の主旨）

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

土地代金

〒124,543,944-

別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げる
その他通常受ける損失の補償金（甲が負担する
こととなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

〒0-

（土地の引渡期限等）

第2条 甲は、平成 年 月 日までに乙に土地を引き渡すものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に土地を引き渡す場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。）、かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする。

3 甲は、止むを得ない事情により、第1項の期限までに乙に土地を引き渡すことができなくなった場合には、期限の変更について乙と協議するものとする。

4 甲は、土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定され、又は物件が存するときは、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）、又は当該物件の移転について協力するものとする。

（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類、その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

（補償金の支払）

第4条 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額のうち金87,173,944円（内訳：別表第3のとおり）の支払を乙に請求することができる。

一 土地に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたとき。

二 土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人（借間人を含む。以下この条及び第7条において同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者又は借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。

三 前条の規定により書類を提出したとき。

2 甲は、別に締結する土地上に存する物件移転補償契約にて規定する移転対象物件の移転完了後第2条第1項の規定により乙に土地を引き渡し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金37,370,000円（内訳：別表第3のとおり）の支払を乙に請求することができる。

3 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

（第三者による代理）

第5条 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

（土地の譲渡等の禁止）

第6条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙の同意を得たものについては、この限りでない。

一 土地を第三者に譲渡すること。

二 土地に地上権、賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定すること。

三 土地に物件を設置すること。

四 土地の形質を変更すること。

2 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、乙の同意を得たときはこの限りでない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 甲が前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

二 土地に第1条第1項に規定する権利が設定されており、又は存する場合において、甲が、引渡期限までに当該権利を消滅させることができないとき。

三 土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、引渡期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。

(残留物件の処理)

第8条 引渡期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第9条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

第10条 この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第11条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 各務原市鵜沼南町7丁目7462番地

名称 新阪神産業有限会社
代表取締役 吉村 謙二 印

乙 住所 各務原市那加桜町1丁目69番地

名称 各務原市土地開発公社
理事長 磯谷 均 印

別表第1

土地の表示

各務原市

大 字	字	地 番	登記 地目	現況 地目	地 積 (㎡)		摘 要
					公 簿	実 測 (売買面積)	
鵜沼南町	7丁目	225番	宅地	宅地	72.72	3,402.84	全筆売買
鵜沼南町	7丁目	227番	宅地	宅地	499.17		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	228番	宅地	宅地	859.50		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	229番	宅地	宅地	548.76		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	238番	宅地	宅地	119.00		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	239番	宅地	宅地	56.19		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	242番	雑種地	宅地	109		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	243番	雑種地	宅地	155		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	244番	宅地	宅地	23.00		全筆売買
鵜沼南町	7丁目	245番	宅地	宅地	33.00		全筆売買

別表第2

物件その他通常受ける損失補償の表示

各務原市

大 字	字	地 番	登 記 地 目	種 類	数 量	単 位	摘 要
以下余白							

別表第3

支払内訳

区 分	契約額 (円)	前払金額(円)	後払金額(円)
土地代金 (権利消滅)	124,543,944	87,173,944	37,370,000
補償代金	0	0	0
合計	124,543,944	87,173,944	37,370,000

物件移転補償契約書(案) 1

各務原市が施行する(仮称)城山公園外1整備事業のため必要な土地に関する物件について、物件所有者 新阪神産業有限会社 を甲とし、各務原市を乙として下記条項により物件補償の契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、末尾記載の土地にある物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。以下「この物件」という。)を、乙の支障とならないように移転するものとする。

(補償金)

第2条 この契約に伴う物件移転補償金(以下「補償金」という。)は、

金 15,347,535円とする(甲が負担することとなる消費税相当額を含む)。

2 甲は、前項の補償金以外には、この物件の移転及びこれに伴い生ずる損失について、一切の補償の請求をしないものとする。

(移転の期限)

第3条 甲は、この物件を平成 年 月 日までに移転するものとする。

(補償金の支払)

第4条 乙は、第2条の補償金のうち金10,737,535円を、甲がこの契約締結後、甲の提出する請求書を受理してから30日以内に甲に支払うものとする。

2 乙は、第2条の補償金のうち残金4,610,000円を甲がこの物件の移転を完了した後、甲の提出する請求書を受理してから30日以内に甲に支払うものとする。

(残留物件の処理)

第5条 乙は、甲が第3条の期限までに、この物件の移転を行わないときは、残置した物件について、その所有権の放棄があったものとみなし、処分することができるものとする。

2 乙は、前項の処分をしたときには、これに要した費用を甲に請求できるものとする。

(物件譲渡等の禁止)

第6条 甲は、この契約締結後、この物件を第三者に譲渡し、又はこの物件について、所有権以外の権利を設定しないものとする。

(債務不履行)

第7条 甲は、債務不履行により、乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

2 甲の債務不履行により、乙がこの契約を解除したときは、乙は甲に支払うべき補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第8条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙は、この契約書の作成に必要な費用を負担するものとする。

(契約以外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴えの管轄は、岐阜地方裁判所とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 各務原市鵜沼南町7丁目7462番地
新阪神産業有限会社
名 称 代表取締役 吉村 謙二 ㊞

乙 住 所 各務原市那加桜町1丁目69番地
名 称 各務原市
市長 浅野 健司 ㊞

土地および物件の表示

所 在	各務原市 鵜沼南町				
大字・字	地 番	物件の種類	数 量	単 位	摘 要
7丁目	229番地 外	建物移転補償	一	式	A棟、B棟、G棟
〃	〃	動産移転補償	一	式	
〃	〃	移転雑費補償	一	式	
		以 下 余 白			

物件移転補償契約書(案)2

各務原市が施行する(仮称)城山公園外1整備事業のため必要な土地に関する物件について、物件所有者 有限会社巴商事 を甲とし、各務原市を乙として下記条項により物件補償の契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、末尾記載の土地にある物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。以下「この物件」という。)を、乙の支障とならないように移転するものとする。

(補償金)

第2条 この契約に伴う物件移転補償金(以下「補償金」という。)は、

金 76,605,389円とする(甲が負担することとなる消費税相当額を含む)。

2 甲は、前項の補償金以外には、この物件の移転及びこれに伴い生ずる損失について、一切の補償の請求をしないものとする。

(移転の期限)

第3条 甲は、この物件を平成 年 月 日までに移転するものとする。

(補償金の支払)

第4条 乙は、第2条の補償金のうち金53,615,389円を、甲がこの契約締結後、甲の提出する請求書を受理してから30日以内に甲に支払うものとする。

2 乙は、第2条の補償金のうち残金22,990,000円を甲がこの物件の移転を完了した後、甲の提出する請求書を受理してから30日以内に甲に支払うものとする。

(残留物件の処理)

第5条 乙は、甲が第3条の期限までに、この物件の移転を行わないときは、残置した物件について、その所有権の放棄があったものとみなし、処分することができるものとする。

2 乙は、前項の処分をしたときには、これに要した費用を甲に請求できるものとする。

(物件譲渡等の禁止)

第6条 甲は、この契約締結後、この物件を第三者に譲渡し、又はこの物件について、所有権以外の権利を設定しないものとする。

(債務不履行)

第7条 甲は、債務不履行により、乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

2 甲の債務不履行により、乙がこの契約を解除したときは、乙は甲に支払うべき補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第8条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙は、この契約書の作成に必要な費用を負担するものとする。

(契約以外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴えの管轄は、岐阜地方裁判所とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 東京都港区虎ノ門3丁目2番4号
有限会社巴商事
名 称 代表取締役 吉村 敏雄 ㊟

乙 住 所 各務原市那加桜町1丁目69番地
名 称 各務原市
市長 浅野 健司 ㊟

土地および物件の表示

所 在	各務原市 鵜沼南町				
大字・字	地 番	物件の種類	数 量	単 位	摘 要
7丁目	229番地 外	建物移転補償	一	式	C棟, D棟, E棟, F棟, H棟, I棟 計6棟
〃	〃	工作物移転補償	一	式	
〃	〃	立竹木移転補償	一	式	
〃	〃	動産移転補償	一	式	
〃	〃	移転雑費補償	一	式	
		以 下 余 白			

議第74号

平成29年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金752,452,333円のうち、460,796,624円を資本金に組み入れ、280,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第76号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市川島河田町※※※※※※※※

氏 名 岩 田 親 典

生年月日 昭和30年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員田中八宏氏の任期が12月31日に満了するため、その後任の候補者に岩田親典氏を推薦しようとする。

議第77号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市前渡東町※※※※※※※※※

氏 名 村 上 鐘 治

生年月日 昭和25年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員清水辰巳氏が5月31日に辞任したため、その後任の候補者に村上鐘治氏を推薦しようとする。

議第78号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市新鵜沼台※※※※※※※※※

氏 名 長 谷 川 繁

生年月日 昭和24年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員長谷川繁氏の任期が12月31日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

